

## **[事案 2020-294] 新契約無効請求**

・令和3年8月17日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年2月に契約した医療保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料払込期間は60歳までと説明されたが、実際は70歳までであった。
- (2) 銀行の預金より利回りがよく、貯蓄性が高いと説明されたが、銀行預金であれば死亡した時に元本は保証されるのに、本契約は死亡した時でも元本割れする。
- (3) 預金と同じで必要時に下ろせると説明されたが、積立金を引き出すことはできず、解約しか回収の手段がない。
- (4) 積立金と給付金の差額は預貯金になると説明されたが、解約返戻金は給付金と積立金の差額ではなく、元本割れしている。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、パンフレットや保障設計書を用いて契約内容等を適切に説明しており、申立人が主張するような虚偽説明をした事実はないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の父、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。